

内閣参質一九六第一三六号

平成三十年六月二十二日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員吉川沙織君提出法律の実施に必要な事項の省令への包括委任規定に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

O

O<sub>2</sub>

参議院議員吉川沙織君提出法律の実施に必要な事項の省令への包括委任規定に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、調査に膨大な時間を要するため、お答えすることは困難である。

三について

実施命令の法的根拠、実施命令において規定することができる事項等は、先の答弁書（平成三十年五月二十五日内閣参質一九六第一〇六号）一から八までについて及び先の答弁書（平成三十年六月八日内閣參質一九六第一九号）五及び六についてで述べたとおりであることから、お尋ねのような考えは有していない。

(

O